

神戸市オンライン型海外商談 利用規約・免責事項

令和4年8月8日 神戸市海外ビジネスセンター

本規約は、神戸市海外ビジネスセンター（以下、「主催者」という）が「神戸市オンライン型海外商談」（以下、「本商談」という）を開催するにあたり、参加企業に順守していただく事項及び免責事項を定めたものである。

第1条 規約の適用

本規約は、主催者が提供する本商談に対して適用される。

第2条 参加資格

参加資格は、原則、神戸市内に本社又は主たる事業所のある中小企業であって、本規約を承諾する企業とする。

第3条 欠格事項

申込企業が以下のいずれかに該当すると主催者が判断した場合、主催者は参加をお断りできる。また、利用開始後に該当する場合又は該当することが発覚した場合には、その後の利用をお断りできる。

- (1) 規制等により輸出入が困難な商材や、その他商談が成立しないと見込まれる商材・サービス、又は令和3年度の主催者事業「ベトナム・インドネシア・カンボジア企業とのオンライン商談」に参加した企業であって、同一案件での申込みと主催者が判断した場合。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団、及び従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に該当する事業者である場合。
- (3) 商材等が公序良俗に反するものである場合。
- (4) 法令違反により処罰を受けたこと等により、本商談への参加が不適切であると判断した場合。
- (5) 税の滞納がある場合。

第4条 本商談への申込（参加登録）

- (1) 参加企業は、第3条に掲げる欠格事項に該当しないことを確認し、指定の方式により本商談会に申し込む。
- (2) 主催者は、申込内容を審査し、商談会の参加決定を事業者に通知する。
- (3) 応募多数の場合、主催者は参加を断ることができる。
- (4) 参加企業は、参加費 30,000 円を指定された方法により指定期日までに支払う。
- (5) 参加企業の都合により本事業の参加をキャンセルする場合、原則として、参加費は返金しない。
- (6) 申込書及びヒアリングシートに入力（記入）した事項（企業情報）は、主催者のほか、商談先候補企業に開示する。但し、開示する情報は参加企業の会社名、ホームページアドレス、自社PR、商品の名称、写真、分類、用途等の「基本情報」及び商談目的や会社及び製品のセールスポイント等の「商談アポイント関連情報」とする。

- (7) 申込書及びヒアリングシートに記載された情報は、本商談の運営のみに利用し、申込企業の了解を得ることなく他の目的に使用しない。
- (8) 主催者は参加企業名を公表することができる。

第5条 商談先の選定及び商談設定

商談先の選定及び商談設定は、以下の手順で実施する。

- (1) 主催者は、参加企業へヒアリングを実施し、個別リクエストを確認する。
- (2) 主催者は、参加企業の個別リクエストに基づき、マッチする現地企業リストを作成し、参加企業に提示するとともに、参加企業と共に商談先企業を最大5社選定する。商材等によっては、引き合い案件が少ない若しくは参加企業の希望により5件を満たせない場合がある。
- (3) 主催者は、商談先企業へアポイントを取得し、商談の日程調整を行う。
- (4) 主催者は、上記(1)～(3)の間において、参加企業の商談の質を向上するためのコンサルティングを実施する。
- (5) サンプル品等を海外現地に送付する場合、参加企業負担(送料・関税等)とする。

第6条 商談の実施

- (1) 商談は、オンライン(ZOOM)にて実施する。参加企業が自社から参加する場合、オンライン会議に必要なパソコン等の設備は、参加企業が準備する。
- (2) 商談時間は、1商談あたり1時間以内とする。主催者は、全ての商談に通訳を用意する。
- (3) オンライン商談の後、3ヵ月以内であれば、参加企業は現地での商談サポートを受けることができる。その費用は参加企業が負担する。

第7条 免責事項

- (1) 本商談の参加に起因して、参加企業が第三者との間で紛争が発生した場合には、各当事者の責任と費用をもって解決するものとし、主催者はいかなる責任も負わない。
- (2) 本商談の参加に起因して、参加企業が第三者に対して損害を与えた場合、主催者はいかなる責任も負わない。
- (3) 主催者は、参加企業が本商談を通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わない。
- (4) 主催者は、参加企業や同企業に所属する個人又は第三者の管理不十分によるパスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 主催者は、次の各号の一に該当する場合、本商談を中止することがある。これに起因又は関連し、参加企業が不利益等を被る事態が生じたとしても、主催者は一切の責任を負わない。
 - ①天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力が生じたとき。
 - ②参加企業が主催者の指示に従わないとき。
 - ③欠格事項に該当することになった又は該当していたことが事業開始後に主催者の知るところになったとき。

第8条 損害賠償の請求

参加企業又は第三者が、本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本商談を利用することにより、主催者に損害を与えた場合、主催者は、該当企業又は個人に対して、相応の損害賠償の請求を行う。

第9条 事業の委託

主催者は、主催者の行う行為を指定する事業者に委託することができる。